

長崎高教組新聞

発行
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
長崎県高等学校教職員組合
☎ (095)-827-5882
FAX (095)-826-2976
編集責任者 小田 誠
購読料 一部10円
組合員は組合費に含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp

県教委の人事異動方針「改定案」についての現場からの意見集約

「4年で転勤は短い。落ち着いて仕事ができない」「第六地区に分けても、希望者が少ない現状は変わらないのではないか」等の意見が多数

高教組は、県教委が提示した人事異動方針「改定案」(具体的な内容は別掲)について、7月23日付けで高教組速報「高校版」と障害児学校版を発行して学校現場の教職員に情宣するとともに、未組合員も含めて、県教委の「改定案」についての意見を集約しました。8月1日までに集約された意見の中で、代表的な意見を紹介します。

4年で転勤は短い

寄せられた意見の中で最も多かったのは、高校について、異動対象者を「同一校勤続6年以上」から、第四地区以外の地区については「4年以上」とすることにしているの反対意見でした。代表的な意見は次のとおりです。

○「4年で異動」では短すぎた生徒との関係にも大きな影響を与える。教職員も腰を据えて仕事ができない。(50代・女性)

○4年で異動にしてしまえば、長期的な指導がしにくいのではないかと。(30代・男性)

○生徒あつての学校なのだから、担任が2サイクルできる年数、あるいは部活動等の継続性が保障されるべきだ。(50代・男性)

県教委案では第六地区に行く人は少ない

また、「4年で異動」の問題と特定の教職員が同一校に長期間勤務している問題を関連させて批判する意見もありました。

○4年で転勤は短い。2サイクル(6年)は必要。転勤したらすぐに次の転勤先を考えなければならぬような状態では落ち着いて仕事はできない。一方で、校長判断によって長年同じ学校に勤務している人もいる。上限も設けなければ不公平感はなくならない。(40代・女性)

○校長申し出による6年以上勤続制度を維持したままでは今回の弊害は予想されていし、今後とも行先を詰まらせて変更になると思う。特定の人物が同一校に10年以上も居続けることができる制度の見直しは先ではないか。(50代・男性)

第六地区の新設そのものに反対する意見はありましたが、県教委案では第六地区に行く人は少ないのではないかとして、速報で示した執行委員会案にあるように第五地区から第六地区を義務づけることに賛成する意見が多くありました。(少数ですが、義務づけ反対の意見もありました)

○第六地区の希望者を増やしたいと言っても、そうはならないだろう。一・二・三・四地区で済ませて五・六に行かない人が増えるだろう。不平等だと思う。(50代・女性)

○第六地区には必ず行く事にはしないと。行く人は少ないと思う。(40代・男性)

○離島・郡部・市内に必ず勤務するような方針が平等であり、様々な生徒と接することで教員としてのスキルも上がると思う。(50代・男性)

◇県教委が示した「改定案」◇

<高校について>

1. 第六地区を新設する。第六地区は、西海市・松浦市・平戸市・南島原市の高校とする。
【具体的な学校名】
大崎・西彼杵・西彼農業・猶興館・平戸・北松農業・松浦・口加・島原翔南
2. 在任期間中に「3地区以上(第四地区を含む)」の勤務を経験するものとするを、「4地区以上(第四地区を含む)」に変更する。
3. 異動対象者を「同一校勤続6年以上」から「同一校4年以上、ただし、第四地区は6年以上」に変更する。
4. 東彼杵地区(川棚・波佐見)を第二地区から第三地区に移す。

<障害児学校について>

1. しま地区の学校の特例を設ける
①しま地区4年勤務で第四地区満了とみなす。
②職員室が異なる分教室であれば、夫婦を配置することができることとする。(具体的には、壱岐と五島のそれぞれ2つの分教室)
2. 北松分教室、みさか分教室、南串山分教室、西彼杵分教室(2016年度開設)については、地区間異動の場合のみ、第四地区への異動とみなす。

地区が変更になる学校の地区の扱いは柔軟にすべき

県教委の「改定案」では、新しい第六地区と東彼杵地区が、従来の地区から変更されることとなりますが、そのことによつて不利益を被る人が出ないように求める意見が多数ありました。

○東彼杵地区の学校に長く勤務した人で、第三地区になると困る人がいる。不利にならないようにしてほしい。(40代・女性)

○制度が変更になることによつて新たな異動の必要が生まれる。そもそも周辺部に人気が無くて不公平感が生まれることは十分想定されたこと。前回改正された方針に従って他地区へ異動希望を出さ

また、「第六地区は広すぎるので、区分しなれば異動希望は出せない」という意見も多数ありました。

現場から集約された意見等を参考に高教組としての要求事項を確定

：第10回執行委員会

高教組は、上記のような現場からの意見と、代表者会や支部での分会長会議などでの討議を受けて、8月1日に開催した第10回執行委員会で、人事異動方針「改定案」に対する高教組としての要求事項を別掲のとおりとすることを決定しました。

◇高教組の要求事項◇

<高校について>

1. 異動対象となる同一校勤続年数(各地区経験の満了年数)は6年を維持すること。
2. 第五地区または第六地区のいずれかでの勤務を義務づけ、経験すべき地区の数は3地区のままとすること。
3. 「第六地区」については、現行の地区区分に合わせて「六の1」「六の2」「六の3」に区分して扱うこと。
4. 今回地区が変更される学校での勤務経験については、今年度の在勤者までは、変更後の地区で扱うか、現行の地区で扱うかは、本人の希望で決められるようにすること。
5. 経過措置として、現行方針で「3地区満了」の教職員については、年齢を問わず、新方針での原則を適用しないこと。
もし、年齢による経過措置とする場合は、現行方針移行への際の経過措置と同様に、対象年齢以外の場合も異動先を考慮すること。

<障害児学校について>

第四地区への異動については、異動方針を機械的に適用することなく、本人の意向やかかえている状況を十分に配慮すること。

高教組は、上記のとおりであることを決定しました。高校の異動方針等の改定については、最も意見が多かった「異動対象は同一校6年以上を維持すること」を第一項目としてあげています。交渉では、「4年で異動対象」とすることが高校の教育とすることを求めます。これが実現すれば、かつての「ABC地区制」と、ほぼ同様の形になるはずですが、

また、「第六地区は広すぎて希望が出せない」という意見に代表されるように、従来は3つの地区に分かれていた学校をまとめて1つの地区として扱うことには無理がありますから、従来の地区ごとに区分して扱うことを求めます。

そして、今回地区が変更されることになると第六地区と東彼杵地区については、この変更によつて不利になる人が出ないように、地区の扱いを本人の希望によつて決めることを求めます。

さらに、経過措置については、少なくとも「ABC地区制」からの変更の際と同様にすることを求めます。

障害児学校の異動方針等の変更については、現場からの反対意見も特になかったことで、機械的な運用をしないことを求めます。



公務員の給与制度の「総合的見直し」反対!

7・25中央行動に全国から2千人が集結

7月25日、最低賃金を引き上げ額の目安を答申する中央最低賃金審議会の議論がヤマ場を迎えている。我々は最後まで闘うぞ。代償機関としての責務と責任を果たせ。」と参加者が怒りを込めて力強く訴えました。その後今年最高気温を記録した猛暑の中、昼からの日比谷野外音楽堂での中央総決起集会では、全労連の大黒議長が最低賃金の大幅引き上げこそ景気回復の確かな道筋と強調し「総合的見直し」について地方切捨てであり、賃金制度の改善が必要だと訴えました。



中央行動では、11時から、人事院に対して「公務員の賃下げ勧告をするな。我々は最後まで闘うぞ。代償機関としての責務と責任を果たせ。」と参加者が怒りを込めて力強く訴えました。その後今年最高気温を記録した猛暑の中、昼からの日比谷野外音楽堂での中央総決起集会では、全労連の大黒議長が最低賃金の大幅引き上げこそ景気回復の確かな道筋と強調し「総合的見直し」について地方切捨てであり、賃金制度の改善が必要だと訴えました。

中央行動では、11時から、人事院に対して「公務員の賃下げ勧告をするな。我々は最後まで闘うぞ。代償機関としての責務と責任を果たせ。」と参加者が怒りを込めて力強く訴えました。その後今年最高気温を記録した猛暑の中、昼からの日比谷野外音楽堂での中央総決起集会では、全労連の大黒議長が最低賃金の大幅引き上げこそ景気回復の確かな道筋と強調し「総合的見直し」について地方切捨てであり、賃金制度の改善が必要だと訴えました。

中央行動では、11時から、人事院に対して「公務員の賃下げ勧告をするな。我々は最後まで闘うぞ。代償機関としての責務と責任を果たせ。」と参加者が怒りを込めて力強く訴えました。その後今年最高気温を記録した猛暑の中、昼からの日比谷野外音楽堂での中央総決起集会では、全労連の大黒議長が最低賃金の大幅引き上げこそ景気回復の確かな道筋と強調し「総合的見直し」について地方切捨てであり、賃金制度の改善が必要だと訴えました。

中央行動では、11時から、人事院に対して「公務員の賃下げ勧告をするな。我々は最後まで闘うぞ。代償機関としての責務と責任を果たせ。」と参加者が怒りを込めて力強く訴えました。その後今年最高気温を記録した猛暑の中、昼からの日比谷野外音楽堂での中央総決起集会では、全労連の大黒議長が最低賃金の大幅引き上げこそ景気回復の確かな道筋と強調し「総合的見直し」について地方切捨てであり、賃金制度の改善が必要だと訴えました。

中央行動では、11時から、人事院に対して「公務員の賃下げ勧告をするな。我々は最後まで闘うぞ。代償機関としての責務と責任を果たせ。」と参加者が怒りを込めて力強く訴えました。その後今年最高気温を記録した猛暑の中、昼からの日比谷野外音楽堂での中央総決起集会では、全労連の大黒議長が最低賃金の大幅引き上げこそ景気回復の確かな道筋と強調し「総合的見直し」について地方切捨てであり、賃金制度の改善が必要だと訴えました。

中央行動では、11時から、人事院に対して「公務員の賃下げ勧告をするな。我々は最後まで闘うぞ。代償機関としての責務と責任を果たせ。」と参加者が怒りを込めて力強く訴えました。その後今年最高気温を記録した猛暑の中、昼からの日比谷野外音楽堂での中央総決起集会では、全労連の大黒議長が最低賃金の大幅引き上げこそ景気回復の確かな道筋と強調し「総合的見直し」について地方切捨てであり、賃金制度の改善が必要だと訴えました。

中央行動では、11時から、人事院に対して「公務員の賃下げ勧告をするな。我々は最後まで闘うぞ。代償機関としての責務と責任を果たせ。」と参加者が怒りを込めて力強く訴えました。その後今年最高気温を記録した猛暑の中、昼からの日比谷野外音楽堂での中央総決起集会では、全労連の大黒議長が最低賃金の大幅引き上げこそ景気回復の確かな道筋と強調し「総合的見直し」について地方切捨てであり、賃金制度の改善が必要だと訴えました。



華やかに 賑やかに 女性部総会・懇話会

8月2日、諫早市の高城会館で、女性部の総会と懇話会が開催されました。総会には、13分会から14人の参加があり、13年度の決算と経過報告、14年度の運動方針と予算および役員体制について討議しました。

最初に14年度の役員が選出され、新女性部長の諫早商業分会の馬場さんは、あいさつの中で「一生血回し論」を披露しました。女性教職員が安心して、長く働くことができる職場を確立するために、どうしても組織拡大が必要であることが確認されました。

豆腐料理店での昼食会の後、3月31日、4月1日に実施した女性部研修

旅行、高知県構原への旅行の報告が行われました。高知の鯉のたきまじり、エコの町構原の先進的なとりくみを楽しく学んだ報告でした。その後、懇話会と銘打って、本音の女子会が行われました。内容はオフレコですが、未来への展望が開ける発言が随所にありました。



人事院の担当者に署名を手渡す寺田書記次長

今までとちよっと違う児童・生徒へ適確に対応するには 県教研障害児教育分科会へのご招待

8月24日(日)、障教部定期総会が大村市の男女共同参画センターで開催され、総会後の14時から、県教研障害児教育分科会として学習会が開催されます。今年の学習会は、山口県周南市の障害児学校の先生である前崎勝則先生をお招きします。子どもたちの本質に迫るユニークな授業で全国的に有名な先生です。今回は前崎先生が作詞作曲した歌を使っての児童への迫り方と同時に、ちよっとだけ違う児童・生徒への具体的な対応の仕方、心構えの持ち方を多くの事例とともに紹介していただくことになっています。障害児学校・学級だけでなく、普通高校にも、発達に凸凹がある生徒達がいいます。生徒も保護者も、そして教職員も少しのズレにうまく対応できなくて、どちらにも居心地の悪い学校になっていないでしょうか。それにピタリとくる答えが見つかると思います。

「被爆国の原点に帰ろう」

「非核の政府を求める長崎県民の会」総会・記念講演

高教組が参加している「非核の政府を求める長崎県民の会」の総会が、七月十七日(木)長崎県勤労福祉会館で開催されました。総会に先立って、長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)の中村桂子准教授が「二〇一五年NPT再検討会議第三回準備委員会から見てきたもの、市民の役割」と題して記念講演を行いました。NPT(核不拡散条約)には、世界の



中村准教授の記念講演の様子

旅行、高知県構原への旅行の報告が行われました。高知の鯉のたきまじり、エコの町構原の先進的なとりくみを楽しく学んだ報告でした。その後、懇話会と銘打って、本音の女子会が行われました。内容はオフレコですが、未来への展望が開ける発言が随所にありました。

を世界に発信していくこと。「被爆国の原点に帰ろう」ということで講演は締めくくられました。講演後、各組織の代表者による総会が開かれました。総会の中で、「非核日本宣言」を求める議案決議が県内八市、六町で採択されていますが、まだ採択されていない県、佐世保市、平戸市、松浦市、西海市、雲仙市、時津町の議会で採択されるよう運動が続けられること、再稼働が重要な局面に入っている川内原発について、「稼働差し止め万人訴訟」の原告団を早期に一人(現在七千八百八十人・県内四百九十一人)が実現できるように進めることなどが確認されました。